

業務指示書

フィリピン国道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクトフェーズ3

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月24日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月4日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路・橋梁維持管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／橋梁維持管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：橋梁維持管理
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路維持管理】

- 1) 類似業務の経験：道路維持管理
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 特殊橋梁補修パイロットプロジェクト監理1】

- 1) 類似業務の経験：橋梁補修
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月15日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.610 円 , US\$1 = 122.85 円 , EUR1 = 130.12 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 1月21日(木) 14:00～16:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部(麹町)2階 209会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/橋梁維持管理

道路維持管理

特殊橋梁補修パイロットプロジェクト監理1

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

35.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月2日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクトフェーズ

3

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/橋梁維持管理	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路維持管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 特殊橋梁補修パイロットプロジェクト監理1	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

公共事業道路省（DPWH：Department of Public Works and Highways）はフィリピンの道路・橋梁の建設・維持管理を担う中央省庁であり、予算や計画、各種基準等を司る本省（Central Office: CO）と、地方の現場において道路・橋梁の建設、維持管理を担う16の地域事務所（Regional Office: RO）、ROが監理監督する180のディストリクトエンジニアリングオフィス（District Engineering Office: DEO）で構成される。DPWHのインベントリ調査結果によると2014年2月時点での同国の総道路延長は約216,612 km（高速道路を除く）、その内訳は国道32,227 km、州道31,620 km、市・町道31,063 km、残り121,702 kmは生活区域等から基幹道路までのアクセス道路となる最少行政区道（バランガイロード）である。国道の路面状況は、舗装道路が約83%、未舗装道路が約17%、舗装道路の約24%はDPWHの補修・改修等を必要とする状態と判断され、国道の道路状況は年々改善されつつあるものの、引き続き補修・改修等の着実な実施が必要な状態にあると考えられている。2015年2月時点での同国の橋梁総数は8,131橋、うち永久橋7,922橋（コンクリート橋6,861橋、鋼橋1,061橋）、仮橋209橋（簡易橋170橋、木橋39橋）となっている。

このような中、同国の中期の包括的経済開発計画である「フィリピン開発計画」（2011～2016年）では、道路・橋梁のインフラ整備が輸送コストを縮減し、経済活動を活発化するものとして優先課題に掲げられるとともに、DPWHの道路整備に関する中期計画（Medium-term Program 2011-2016）では未舗装国道の全線舗装化や舗装道路の適切な維持、国道橋梁の全てを良好な状態の永久橋とすることを掲げ、道路・橋梁の維持管理能力の更なる改善を目指している。

本事業はこれまでに実施された「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト」（2007年2月～2010年2月）及び「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクトフェーズII」（2011年10月～2014年9月）の後継案件として、同国政府から、我が国に要請されたものである。本事業フェーズI/フェーズIIではDPWH COプロジェクトカウンターパート（C/P）に対する道路・橋梁維持管理に係る技術指導と、3つのモデルRO（CAR（Cordillera Administrative Region: コルディエラ行政地域）、VII、XI）を対象にした技術普及及び道路・橋梁補修パイロットプロジェクトが実施され、モデルROの道路・橋梁の維持管理能力は大きく改善したが、DPWH全体としての維持管理能力の向上が課題として残された。DPWH全体の道路・橋梁維持管理能力の向上により、DPWH全体の道路・橋梁維持管理体制の改善、ひいては道路・橋梁の状況の改善が見込まれることから、フェーズIIにおいては全ROに対する技術普及に係る持続性プログラム（Sustainability Program）案を作成、同案に基づき道路・橋梁補修に関するパイロットプロジェクト費用等の予算要求が行われ、2015年の予算は既に承認されている。

同Sustainability Programの実施にあたっては、フェーズIIの活動に従事したCO及びモデルROのC/Pが技術指導者となり、JICA専門家の支援の下、セミナー/JOJT、道路斜面对策パイロットプロジェクト、橋梁補修パイロットプロジェクトの実施を通じて、全ROへの維持管理技術の普及を進めることが必要であるが、これらC/Pは既に高齢化している一方、2013年に新卒正規技術者の採用が再開されたことから、C/Pメンバー及び技術普及対象者に若手技術者を積極的に含めることにより、DPWH内での技術移転・普及を促進する必要がある。

また本事業フェーズIIでは、エクストラードーズド橋、鋼製トラス橋、吊橋、斜張橋、PC箱桁橋、鋼アーチ橋といった特殊橋梁（長大橋）の点検マニュアルの策定、同マニュアルに基づく橋梁点検の実施がなされ、一部橋梁では重大な損傷（ケーブル損傷、舗装（鋼床版）損傷等）が確認されたが、補修パイロットプロジェクトは未実施である。DPWH側の特殊橋梁補修及び維持管理に係る経験は限定的であり、技術・知識はほとんどない状態であることから、JICA専門家支援による、補修パイロットプロジェクトの実施、維持管理マニュアルの策定を通じて、同技術・知識を着実にDPWH側に移転していく必要がある。

このような状況のもと、DPWHは、2014年8月に本事業フェーズIIIのための技術協力プロジェクトを我が国に要請した。これを受けてJICAは、2015年6月に詳細計画策定調査を実施し、フィリピン側関係機関と協議の上、協力コンポーネントの策定を行った。その後、双方政府内の手続きを経て、2015年10月にR/D(Record of Discussion)を締結した。

2.プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクトフェーズIII

(2) 上位目標

DPWH管轄の道路・橋梁の状況が改善する。

(3) プロジェクト目標

DPWH全地域において、道路・橋梁の維持管理業務が改善する。

(4) 期待される成果

- 成果1. 道路維持管理に係る全RO及びDEO技術者の能力が向上する。
- 成果2. 橋梁維持管理に係る全RO及びDEO技術者の能力が向上する。
- 成果3. 特殊橋梁維持管理に係る対象地域事務所（II, III, VII, VIII, XIII）及びDEO技術者の能力が向上する。
- 成果4. 道路・橋梁維持管理に活用するためのデータベースシステムが整備される。

(5) 活動の概要

詳細な内容に関しては「6.業務の内容の各成果にかかる活動」を参照すること。

【成果1関連】

- 1-1. Sustainability Programによる道路維持管理に係るセミナー及びOJTの実施を支援する。
- 1-2. 道路斜面对策パイロットプロジェクト及び関連OJT実施を支援する。
- 1-3. RO及びDEOによる道路維持管理状況をモニター、評価する。
- 1-4. フェーズIIで整備した道路維持管理・施工監理マニュアルをレビューし、必要に応じて改訂をする。

【成果2関連】

- 2-1. Sustainability Programによる橋梁維持管理に係るセミナー及びOJTの実施を支援する。

- 2-2. Sustainability Program による橋梁詳細点検に係るセミナー及び OJT の実施を支援する。
- 2-3. 橋梁補修パイロットプロジェクト及び関連 OJT 実施を支援する。
- 2-4. RO 及び DEO による橋梁維持管理及び橋梁詳細点検をモニター、評価する。
- 2-5. フェーズ 2 で整備した橋梁維持管理・施工監理マニュアル、橋梁詳細点検マニュアルをレビューし、必要に応じて改訂をする。

【成果 3 関連】

- 3-1. 特殊橋梁維持管理マニュアルを作成する。
- 3-2. 対象 RO 及び DEO の技術者に対して、特殊橋梁維持管理に係るセミナー及び OJT を実施する。
- 3-3. Sustainability Program による対象 RO 及び DEO の技術者を対象とした特殊橋梁点検に係るセミナー及び OJT の実施を支援する（RO-VIII については OJT 実施）。
- 3-4. 特殊橋梁補修パイロットプロジェクト及び関連 OJT を実施する。
- 3-5. 対象 RO 及び DEO による特殊橋梁点検状況をモニター、評価する。
- 3-6. フェーズ 2 で整備した特殊橋梁点検マニュアルをレビューし、必要に応じて改訂をする。

【成果 4 関連】

- 4-1. 道路・橋梁の維持管理に係る資料/データの保管状況をレビューし、課題を抽出する。
- 4-2. データベースシステム整備に係る基本計画（枠組み、入力データ、運用方法、モデル RO の選定等）を作成する。
- 4-3. 基本計画に基づき、データベースシステムの構築を実施する。
- 4-4. モデル RO での必要データの入力を行い、運用試行をする。
- 4-5. モデル RO での運用結果に基づき、データベースを改善する。
- 4-6. 運用方法を含む関連マニュアルを整備する。
- 4-7. データベース及び関連マニュアルに係るセミナーを実施する。

(6) 対象地域

フィリピン国 DPWH 管轄（全 16 RO）の道路及び橋梁

(7) 関係官庁・機関

公共事業道路省（DPWH）

3. 業務の目的

「道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクトフェーズ III」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2015 年 10 月に DPWH と締結した R/D に基づいて実施される「道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクトフェーズ III」の枠内

で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 業務の実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの基本的方向性

フェーズ I/フェーズ II では DPWH 本省 C/P に対する道路・橋梁維持管理に係る技術指導と、3つのモデル RO (CAR、VII、XI) を対象にした技術普及及び道路・橋梁補修パイロットプロジェクトが実施され、モデル RO の道路・橋梁の維持管理能力は大きく改善したが、DPWH 全体としての維持管理能力の向上が課題として残された。DPWH 合理化政策のために過去十数年に亘る新卒技術者の雇用見合わせに伴う C/P の高齢化や、合理化政策が一段落したことにより 2013 年から再開された新卒技術者への技術移転・普及を促進する必要がある。そのためフェーズ III では、フェーズ II の活動に従事した CO 及びモデル RO の C/P が技術指導者となり、日本人専門家の支援の下、全 RO 及び DEO 技術者への道路・橋梁維持管理技術の普及支援活動を基本方針とし、C/P メンバー及び技術普及の対象者に若手技術者を積極的に含めることにより、DPWH 内での技術移転・普及を促進する。

(2) 特殊橋梁維持管理

フェーズ II では、特殊橋梁（長大橋）に係る点検マニュアルが策定され、同マニュアルに基づく橋梁点検が実施された。同点検において、一部橋梁では重大な損傷が確認されたが、補修技術に係る技術移転及びパイロットプロジェクトは実施されていない。DPWH 側の特殊橋梁補修及び維持管理に係る経験は限定的であり、技術・知識はほとんどない状態であることから、日本人専門家の指導の下、補修パイロットプロジェクトの実施、維持管理マニュアルの策定を通じて、特殊橋梁維持管理に関する技術・知識を着実に DPWH 側に移転していくこととする。

(3) プロジェクトの実施体制

フィリピン側のカウンターパート機関は DPWH である。DPWH CO の他、フェーズ II のモデル RO 及び特殊橋梁維持管理に係る活動の対象となる RO (CAR、II、III、VII、VIII、XI、XIII) が C/P 機関となる。プロジェクトの実施体制は R/D を参照のこと。

(4) Sustainability Program の進捗状況

フェーズ II の終了時評価での提言を踏まえ、DPWH は、2014 年 12 月シンソン長官の承認を得てフェーズ II で提言した Sustainability Program を実施することを決定した。活動内容は、①フェーズ II で整備したマニュアル/ガイドラインを使用して全 RO を対象に、Bridge Maintenance & Repair with Road Slope と Bridge Engineering Inspection & Special Bridge のセミナー/OJT を 2RO 毎に実施する、②道路斜面对策、橋梁補修に関するパイロットプロジェクトを全 RO で実施する、というものである。また、特殊橋梁点検マニュアルに基づく橋梁点検で発見された損傷に対する特殊橋梁補修パイロットプロジェクトを実施することが追加された。

Sustainability Program 予算として、DPWH は 2015 年 305.5 百万ペソを確保し、

2015年3月よりセミナー/OJTを開始した。

2015年予算は、セミナーを行うとともに、道路斜面对策工パイロットプロジェクトを6RO（I、II、IV-A、IV-B、IX、XI）で、橋梁補修パイロットプロジェクトを6RO（CAR、I、II、IV-A、IV-B、IX）で実施予定である。

また、2016年予算としては、375百万ペソを既に財務省に対して予算要求している。2017年予算については、残り2RO（III、XIII）でパイロットプロジェクトを実施する予定である。

（5）データベースシステム

フェーズIIでは、維持管理サイクルの改善活動の一環として「建設維持管理資料保管・活用体制の改善」が課題として取りあげられ、改善策がJCCにて承認されたものの、予算・時間等の制約から具体的な実施が見送られた。維持管理サイクルの循環化に向け、完工図書をはじめとする道路・橋梁の維持管理に関する資料及びデータの保管・活用体制を改善する必要がある。その一方で世界銀行（世銀）が建設プロジェクトの設計に係る文書（設計計算、設計図、竣工図等）の電子化を進めていることから、本事業では道路・橋梁の維持管理工事（道路斜面工及び橋梁補修）に特化したデータベースシステムを構築し、これまでに実施された道路斜面工及び橋梁補修工事の工事記録等を他のRO及びDEOの技術者が参照することで、適切な規模・工法の補修計画が立案されるようになることを目指すものである。

コンサルタントは、本事業で構築するデータベースシステムの基本計画（整備方針、運用方法、モデルRO選定等）についてプロポーザルで提案すること。なお、データベースシステムの構築には世銀プロジェクトとの調整が必要（以下（6）参照）となることからデータベースシステム構築に関するシステム開発費、サーバ等の機材調達等の費用は見積り金額に含めず、プロジェクト開始後にDPWH、世銀等とデータベースシステムの基本計画の協議を実施し、基本計画がJCCで承認された段階で同システムの構築に必要な費用を契約変更にて追加することとする。

（6）他プロジェクトとの調整・連携について

ア National Roads Improvement and Management Program（NRIMP）

世銀がNRIMPを実施中である。2008年より開始されたNRIMP-2では、道路インフラのアセットマネジメントシステムの改善、道路網管理に係る組織面・財政面の改善、道路利用者の満足度の向上、道路財源使用に係る効率性・健全性の改善等が実施されている。

橋梁点検については、橋梁点検車両が2016年末を目処に、RO-VIIIとNCRに各1台納品される予定である。橋梁点検業務の外部委託は、DPWHが管轄するPrimary道路の橋梁451橋から選定しての実施となる。本事業のパイロットプロジェクト/OJTの対象橋梁の選定にあたっては、NRIMP-2側との調整が必要となる。

NRIMP-2により、全ての建設プロジェクトの設計に係る文書（設計計算、設計図、竣工図等）を電子化することを目的とするDesign Documents Management System（DDMS）の構築が進められている。本事業における道路・橋梁維持管理への活用のための道路斜面工及び橋梁補修に係るデータベースシステムの構築においては、同DDMSの情報を参照する可能性も高く、NRIMP-2側との情報共有及び調整が必要となる。

また、世銀以外のドナーについても現在の活動状況の把握に努め、必要な情報交換を行うこと。

イ 道路改良・保全事業

日本の有償資金協力事業により非破壊検査機器等の機材が供与された。フェーズ I での供与機材と併せて、NCR を除く全 RO に橋梁点検に必要な機材が配備された。これら機材は、本フェーズ III における橋梁点検において適切に活用されるよう支援すること。

(7) 広報活動について

フェーズ II では、プロジェクト活動内容の DPWH ウェブサイト及び JICA ウェブサイトへの掲載や、DPWH 主導による、パイロットプロジェクト関連パンフレットの作成、竣工をはじめとしたパイロットプロジェクト情報のマスコミへの発信等を通じての広報活動が実施された。フェーズ II では JICA ウェブサイトでの本技プロの活動ページの立上げ後、計 8 回の更新が行われている。掲載内容は配布資料のフェーズ II プロジェクト業務完了報告書を参照のこと。

本フェーズ III においても、活動内容及び成果をフィリピン及び日本側に正しく理解してもらえるよう、同様の手段を通じて効果的な広報を実施していくこととする。

また本フェーズ III はフェーズ II の活動に従事した CO 及びモデル RO の C/P が技術指導者となり、全 RO への維持管理技術の普及を目指している。日本人専門家や C/P の活動状況は他プロジェクトでも参考になるものと思われ、本プロジェクトの活動状況写真や画像等を JICA の技術協力プロジェクトを紹介する広報記録として取りまとめることとする。

(8) パイロットプロジェクトについて

DPWH は、Sustainability Program 予算として、2015 年 305.5 百万ペソを確保し、道路斜面对策工パイロットプロジェクトを 6RO (I、II、IV-A、IV-B、IX、XI) で、橋梁補修パイロットプロジェクトを 6RO (CAR、I、II、IV-A、IV-B、IX) で実施予定である。

また、2016 年予算としては、375 百万ペソを既に財務省に対して予算要求している。道路斜面对策工パイロットプロジェクトは 5RO (V、VI、VIII、X、XII) で、橋梁補修パイロットプロジェクトは 6RO (NCR、V、VI、VIII、X、XII) で実施するとともに、特殊橋梁補修パイロットプロジェクト 4 橋を 4RO (II、III、VII、XIII) で実施する計画である。

2017 年予算については、残り 2RO (III、XIII) でパイロットプロジェクトを実施する予定である。

各工事に係る費用や責任については DPWH 側が負い、日本側は技術的支援にとどめることを想定しているが、本プロジェクトの活動の一環として実施されることから、パイロットプロジェクトによる建設工事の実施にあたっては、コンサルタントは「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(2014 年 9 月) に沿った工事安全管理を DPWH 側に行うよう指導すること。

また、これらパイロットプロジェクトは、基本的には既存施設の補修であり、環境への影響がある場合も限定的であると考えられが、DPWH がパイロットプロジェクト実施による環境への影響の可否を考慮し、必要な対策を講じるように指導すること。

(9) オフィススペースについて

プロジェクトチームの執務スペースは、フェーズⅠ/フェーズⅡで使用した執務スペースを引き続き使用することとなっており、机・椅子等のオフィス家具は設置済みであるが、インターネット環境やコピー機などのOA機器はコンサルタントで調達する必要がある。

また、特殊橋梁補修パイロットプロジェクト実施にあたり DPWH において、あらたに 3RO(Ⅱ,Ⅲ,ⅩⅢ)に執務スペースを設置することとなっている。これらに必要なインターネット環境やコピー機などはコンサルタントで調達するものとする。

(10) 研修（本邦・第三国）について

本プロジェクトでは、3年間で3回の本邦研修（各回2週間、8名程度）と1回の第三国研修（2週間、5名程度）を予定している。本研修は、日本や周辺国での道路維持管理分野における経験や教訓を得ることを目的としているものの、プロジェクト終了後の長期的な視点に立ち、日本や周辺国で活用されている機材やシステムについての知見を得られる場とすることも想定している。また第三国研修では、他国の経験や教訓を得るのみならず、C/Pが本プロジェクト活動を紹介するような研修内容等、この第三国研修を通じて、将来、DPWHが本プロジェクトで習得した技術を周辺国に普及していく（南南協力）ことを想定して、第三国研修の実施先を提案すること。

コンサルタントは、現地での業務に加え、本邦/第三国研修も活用し技術移転を行うよう留意し、本案件において必要と考えられる研修分野、研修内容、実施時期・人数・内容及び想定される受入先（現時点での内諾取付けは不要）があれば、プロポーザルにて提案することとする。なお、大まかな時期・規模感は上記のとおりであるが、研修内容等に鑑み、より適切な規模をコンサルタントの提案に基づき設定することを妨げるものではない。

本研修については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2015年4月版）」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201504_guide.pdf）を参照の上、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

(11) モニタリングについて

プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring sheet（JICA 指定フォーム有・配布資料参照）を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況（上位目標への達成見込み含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。コンサルタントは、6か月に1度を目途に、JCC（Joint Coordinating Committee）等での議論もふまえながら C/P 機関と共同で Monitoring Sheet を作成し、JICA フィリピン事務所に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。

なお、これに伴い、従来の中間レビュー/終了時評価調査は実施しない予定であるが、その代替として、モニタリングのための材料となるベースライン調査と進捗状況調査を行い、評価案と今後の方針を作る「モニタリング・評価」団員を業務従事

者に含めることを推奨する（進捗状況調査は概ね1回の渡航を2週間程度と想定しており、ベースライン調査や国内作業も合わせ4MM程度を想定している）。

(12) 事業完了報告書の作成について

コンサルタントは、案件終了時に当該案件の結果を取りまとめる事業完了報告書を作成する。本報告書は原則として英語で作成するものとし、記載すべき事項は配布資料を参照のこと。

なお、本報告書と上記 Monitoring Sheet の導入に伴い、従来の終了時評価調査は実施しない予定である。

(13) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるマニュアルやデータベースシステム等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、フィリピン側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、プロジェクト成果の定着のためには、作成したガイドラインや基準を議会などで承認してもらうことやフィリピン側の予算確保に向けた啓発活動も必要になるため、JCC 等も活用しながら、先方への働きかけを行うこと。

本プロジェクトの実施により DPWH への本件に関する協力は概ね完了し、今後は DPWH にて同活動が継続されることが望まれる。そのためには先方オーナーシップの醸成が重視されるため、オーナーシップの醸成に係る取組についてプロポーザルの中で提案すること。

(14) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

6. 業務の内容

全体に係る活動

(1) ワークプランおよび Monitoring Sheet の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書や各年次の目標を含む既存の関連資料・情報等を整理したうえで、詳細な調査内容及びスケジュールを検討し、ワークプランおよび Monitoring Sheet に取りまとめる。また、内容をフィリピン側に説明・協議し、基本的了解を得る。Monitoring Sheet については、Ver.1 作成から6か月おきに先方実施機関と協同で更新版を作成し、JICA フィリピン事務所に提出すること。

(2) 目標値の設定

上位目標、プロジェクト目標及びプロジェクト成果の指標の内、具体的な数値が確定していないものについて、DPWH とともにベースライン調査等を行い、目標を設定する。

これらの数値については、案件開始後 3 か月以内をめどに設定することとし、設定後に JCC で確認すること。

(3) JCC 及び TWG の開催

① 合同調整委員会 (JCC : Joint Coordinating Committee)

以下の業務を目的に、先方政府が主体となって、6 ヶ月に 1 回の開催頻度を目途に JCC を実施する。JCC の議長は DPWH 次官が務める。

- ・ プロジェクト年次作業計画に係る協議・承認
- ・ プロジェクト年次作業計画の達成状況・進捗状況の評価
- ・ プロジェクト実施プロセスにおける課題に係る検討・意見交換

② 技術作業部会 (TWG : Technical Working Group)

TWG は、プロジェクトの各課題について、カウンターパートメンバーからなる CWG (Counterpart Working Group) で作成された資料のレビューや作業の助言を実施するとともに、パイロットプロジェクトの実施調整を行う。TWG は、DPWH のプロジェクトマネジャーを議長とし、DPWH 側の関係者と日本人専門家から構成され、必要に応じて開催する。詳細は R/D を参照すること。

(4) 本邦研修の実施

本邦研修に関し、コンサルタントが提案する本案件で実施すべき研修内容、受入先及び時期の案について、研修内容、時期を固める。本研修を所管する JICA の国内機関は、研修内容及び研修受入先などから勘案して確定することとする。コンサルタントは、本研修の実施に先立ち、研修内容・日程、受入先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。

JICA 国内機関の所管調整は、例年 10 月 (第 1 回)、2 月 (第 2 回)、5 月 (第 3 回)、8 月 (最終) 頃の計 4 回実施される。国内機関の状況により、希望時期の受入が不可となる場合もあることから、本邦研修の実施時期・人数については早めに JICA に提案すること。提案後の実施時期等の変更も可能であるが、国内機関との調整を要することから速やかに JICA に報告すること。また第 1 回の本邦研修は 2016 年 6 月頃の実施ということで仮登録しているが、コンサルタントの提案に応じて変更予定である。

(5) 事業完了報告書の作成

最終時点では事業完了報告書として取りまとめ、JICA に提出する。

成果 1 に係る活動

(6) 道路維持管理に係るセミナー/OJT 実施支援

DPWH の Sustainability Program チームが実施する道路維持管理に係るセミナー

IOJT について、よりの確で効果的なセミナー/OJT が実施できるよう、コンサルタントは、Sustainability Program チームメンバーへの助言・指導を通じてセミナー/OJT の実施を支援していく。

(7) 道路斜面对策パイロットプロジェクト及び OJT 実施の支援

フェーズ II で実施したパイロットプロジェクトでは、様々な対策工法を用い、工事を通して、着実に DPWH エンジニアへ技術移転することができている。一方、DPWH では、2015 年、2016 年につき、道路斜面对策関連予算を大幅に増加する予定であり、Sustainability Program チームにより、他リージョナルオフィス、ディストリクトエンジニアオフィスの技術者への能力向上を図るべく、パイロットプロジェクトの円滑な実施が重要である。

道路斜面对策には様々な工法があり、的確な工法選定が重要なポイントとなる。フェーズ II で育成されたカウンターパートは、対策技術は十分理解しているが工法選定等について更なる支援を行う必要がある。そのため、コンサルタントは、Sustainability Program チームとともに、対象のリージョナルエンジニアに対し、サイト選定、測量、設計等を含め契約までの手順を指導するとともに、工事中は、フェーズ II で学んだ道路斜面对策工技術を地方事務所ならびに DEO の技術者へ技術的知見の向上を図れるよう支援する。

(8) RO/DEO による道路維持管理状況のモニター/評価

上記(6)の活動を通じて各 RO で実施される道路維持管理状況をモニター、評価する。評価結果を Sustainability Program チームに説明し、確認された課題については次回セミナー/OJT の説明・指導内容に反映させることで道路維持管理業務が改善するよう活動していく。

(9) 道路維持管理・施工監理マニュアルのレビュー・改訂

フェーズ II で改訂されたマニュアル/ガイドラインについて、セミナー、パイロットプロジェクトの状況を踏まえ改訂が必要となった場合、CWG メンバーとともに改訂を行う。

特に、斜面对策工については、DPWH が採用している斜面对策の評価方法では、既存斜面の評価方法、工法選定が明確でない。プロジェクト開始後、カウンターパートと協議し、マニュアル改訂が必要かどうか検討する。

成果 2 に係る活動

(10) 橋梁維持管理に係るセミナー/OJT 実施支援

DPWH の Sustainability Program チームが実施する橋梁維持管理に係るセミナー/OJT について、よりの確で効果的なセミナー/OJT が実施できるよう、コンサルタントは、Sustainability Program チームメンバーへの助言・指導を通じてセミナー/OJT の実施を支援していく。

(11) 橋梁詳細点検に係るセミナー/OJT 実施支援

DPWH の Sustainability Program チームが実施する橋梁詳細点検に係るセミナー/OJT について、よりの確で効果的なセミナー/OJT が実施できるよう、コンサルタントは、Sustainability Program チームメンバーへの助言・指導を通じてセミナー

/OJT の実施を支援していく。

特に、「道路改良・保全事業（J-RUPP）」において全リージョンへ非破壊検査機材が供与されており、橋梁 Engineering Inspection はこれらを活用しながら支援を行う。

(12) 橋梁補修パイロットプロジェクト及び OJT 実施の支援

フェーズ II で実施したパイロットプロジェクトでは、様々な対策工法を用い、工事を通して、着実に DPWH エンジニアへ技術移転することができている。

今後は、Sustainability Program チームが、他リージョナルオフィス、ディストリクトエンジニアオフィスの技術者への能力向上が図れるようパイロットプロジェクトの円滑な実施が重要である。

補修工法選定には、フェーズ II で改訂したマニュアルを活用することで対応可能であるがそれぞれの補修工法の施工箇所の検討には技術的な知見が必要である。Sustainability Program チームは、補修技術は十分理解しているが、適正な補修を実施していくためには更なる支援を行う必要がある。

このためコンサルタントは、Sustainability Program チームとともに、対象のリージョナルエンジニアに対し、サイト選定、測量、設計等を含め契約まで手順を指導するとともに、工事中は、Sustainability Program チームがフェーズ II で学んだ補修技術を地方事務所ならびに DEO の技術者へ技術的知見の向上を図れるよう支援する。

(13) RO 及び DEO による橋梁維持管理及び橋梁詳細点検状況のモニター/評価

上記 (10)、(11) の活動を通じて各 RO で実施される橋梁維持管理状況及び橋梁詳細点検状況をモニター、評価する。評価結果を Sustainability Program チームに説明し、確認された課題については次回セミナー/OJT の説明・指導内容に反映させることで橋梁維持管理業務が改善するよう活動していく。

(14) 橋梁維持管理・施工監理/橋梁詳細点検マニュアルのレビュー・改訂

フェーズ II で改訂されたマニュアル/ガイドラインについて、セミナー、パイロットプロジェクトの状況を踏まえ改訂が必要となった場合、CWG メンバーとともに改訂を行う。

成果 3 に係る活動

(15) 特殊橋梁維持管理マニュアルの作成

特殊橋梁については、フェーズ II において点検マニュアルは整備されたが、維持管理マニュアルが未整備なため、適正な日常維持管理作業が実施できていない。このため特殊橋梁にかかる維持管理マニュアルを整備する。

(16) 特殊橋梁維持管理に係るセミナー/OJT 実施

上記 (15) で整備された特殊橋梁維持管理マニュアルを活用して、モデル RO (II、III、VII、VIII、XIII) の技術者を対象としたセミナー/OJT を実施する。

(17) 特殊橋梁点検に係るセミナー/OJT 実施支援

DPWH の Sustainability Program チームが実施する特殊橋梁点検に係るセミナー

/OJT について、よりの確で効果的なセミナー/OJT が実施できるよう、コンサルタントは、Sustainability Program チームメンバーへの助言・指導を通じてセミナー/OJT の実施を支援していく。

なお、RO-VIII にある PC 箱桁橋点検は、フェーズ II 期間中に発生した台風ヨランダ被害により実施できなかつたため、フェーズ III において実施する。

(18) 特殊橋梁補修パイロットプロジェクト及び OJT の実施

フェーズ II では整備した点検マニュアルに基づき、各特殊橋梁の点検を実施したが、その結果、一部重大な損傷が発見された。これらは、直ちに落橋につながる損傷ではないが、これらを放置しておくことは、橋の寿命を縮めることになるため速やかに補修すべきである。DPWH では、点検結果を踏まえ 2016 年に補修パイロットプロジェクトとして予算計上し、対応を図ることとしている。しかし、DPWH では特殊橋梁の補修技術能力がないため、コンサルタントは、カウンターパートへの技術指導を含め技術支援を行う。また、工事期間中、技術移転のための OJT を実施する。

対象橋梁は、マガピット橋 (RO-II)、バンバン橋 (RO-III)、第 1 マンダウエ・マクタン橋 (RO-VII)、ディオサド・マカパガル橋 (RO-XIII) の 4 橋とする。

(19) RO 及び DEO による特殊橋梁点検状況のモニター/評価

対象リージョンにおいては、フェーズ II で作成したマニュアルに基づき着実に定期的な点検を実施していくことが肝要である。しかし DPWH エンジニアは、特殊橋梁についての経験が乏しいことから、コンサルタントは、カウンターパートが十分理解できるようモニターを行いながらプロジェクト期間中、随時技術指導し着実な技術移転を図っていくことで、DPWH エンジニアが自ら点検結果の評価分析ができるよう支援する。

(20) 特殊橋梁点検マニュアルのレビュー・改訂

フェーズ II で整備されたマニュアル/ガイドラインについて、セミナー、パイロットプロジェクトの状況を踏まえ改訂が必要となった場合、CWG メンバーとともに改訂を行う。

成果 4 に係る活動

(21) 道路・橋梁の維持管理に係る資料/データの保管状況のレビュー/課題抽出

DPWH での道路・橋梁の維持管理に係る資料/データの保管状況をレビューし、その課題を抽出する。また、本活動に関連する世銀の DDMS (NRIMP-2) の進捗状況を確認するとともに、DPWH 及び世銀と活動方針について協議を行う。

(22) データベースシステム整備に係る基本計画の作成

データベース整備のためのフレームワーク案 (整備方針、運用方法、モデル CO 部局・RO 選定等) を作成し、JCC において承認を得る。なお、道路・橋梁の維持管理に係る資料/データは、過去にフェーズ I/フェーズ II において実施した道路斜面对策、橋梁補修パイロットプロジェクトの業務成果を対象とする。

(23) データベースシステムの構築

基本計画に基づきデータベースシステムドラフト版を構築する。なお、ベータベースシステムに必要な機材とシステム開発に要する費用は別途追加するものとする。

(23) CO 及びモデル RO での運用試行

CO の各部局よりモデル局を選定するとともに、モデル RO 及び管内の DEO にてデータベースシステムドラフト版の運用を試行し、その課題を抽出する。

(24) データベースシステムドラフト版の改善

運用試行で抽出された課題を改善する。

(25) 運用方法を含む関連マニュアルの整備

運用方法の検討を行うとともに、データベースに関するマニュアルを整備する。

(26) データベース運用

全リージョンを対象としたデータベース使用方法に関するセミナーを開催し、モデル RO でデータベースの運用を開始するとともに、DPWH において全 RO でデータベースの運用が開始できるよう支援する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は事業完了報告書とし、(2) の技術協力成果品を添付するものとする。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文 5 部
ワークプラン	2016 年 3 月下旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.1	2016 年 3 月下旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.2	2016 年 9 月下旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.3	2017 年 3 月下旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.4	2017 年 9 月下旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.5	2018 年 3 月下旬	英文 10 部
Monitoring Sheet Ver.6	2018 年 9 月上旬	英文 10 部
事業完了報告書 (C/R)	2019 年 1 月下旬	英文 10 部 和文サマリー 5 部 CD-R 5 枚

事業完了報告書 (C/R) については製本することとし、その他の成果品等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(2) 技術協力成果品

コンサルタントは、以下の資料を作成し、提出すること。なお、提出に当たっては、事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 道路・橋梁（特殊橋梁含む）維持管理技術マニュアル（各種）
- イ OJT 実施計画
- ウ 各種研修教材
- エ プロジェクト活動記録

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務については、2016年2月に業務を開始し、2019年1月のプロジェクト終了を予定している。2016年3月下旬を目途に Monitoring Sheet Ver.1 を提出する。その後、6か月おきに Monitoring Sheet を作成・提出し、2019年1月下旬までに事業完了報告書を作成し提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

（全体） 約93M/M（モニタリング・評価団員も含む）

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 業務主任/橋梁維持管理（2号）
- イ) 道路維持管理（3号）
- ウ) 道路斜面对策パイロットプロジェクト監理
- エ) 橋梁補修パイロットプロジェクト監理
- オ) 特殊橋梁維持管理
- カ) 特殊橋梁補修パイロットプロジェクト監理1（3号）
- キ) 特殊橋梁補修パイロットプロジェクト監理2
- ク) データベースシステム
- ケ) モニタリング・評価

3. 対象国の便宜供与

- ・カウンターパートの配置
- ・JICA 専門家用プロジェクト事務所（DPWH 内）

4. 配布資料及び参考資料

【配布資料】

- ・フィリピン共和国道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクトフェーズ3詳細計画策定調査報告書（案）
- ・フィリピン共和国道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクトフェーズ3詳細計画策定調査結果
- ・フィリピン国「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクトフェーズII」プロジェクト業務完了報告書
- ・R/D

- ・モニタリングに関する説明資料

【参考資料】 JICA 図書館ホームページで閲覧可能

- ・フィリピン共和国「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクトフェーズⅡ」終了時評価調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020525.html>
- ・フィリピン共和国「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクトフェーズⅡ」詳細計画策定調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000000068.html>
- ・フィリピン共和国「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト」終了時評価調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255348.html>
- ・フィリピン共和国「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト」中間レビュー報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255347.html>
- ・フィリピン共和国「道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト」事前評価調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000173041.html>

5. 機材

本プロジェクトでは、傾向機材の調達は想定していないが、供与機材として以下の機材供与を想定している。供与機材の内容、仕様、数量等については DPWH と協議、合意の上で確定することとする。

	機材内容	数量
1	プロジェクター	4
2	コピー機	4
3	デスクトップコンピューター	4

データベース構築に係る機材についてコンサルタントが調達することを想定し、必要な機材購入費及び輸送費について見積もることになるが、データベースの構築に関しては、上記の「第2 業務の目的・内容に関する事項 5. (5)」に記載のとおり、世銀プロジェクトとの調整が必要となるため、これに要する費用は契約変更で金額を追加するものとし、プロポーザル提出段階では見積書への計上は不要である。機材の購入方法等は、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン (2015年7月版)」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201507_guide_01.pdf) に従うこと。また、資機材の仕様については、各国の事情に則し、プロジェクト終了後も先方の責任で維持管理可能なものとする。

なお、本契約において調達する供与機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

・データベース構築のためのシステム開発

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、データベース構築のためのシステム開発は、上記の「第2 業務の目的・内容に関する事項 5.（5）」に記載のとおり、世銀プロジェクトとの調整が必要となるため、これに要する費用は契約変更で金額を追加するものとし、プロポーザル提出段階では見積書への計上は不要である。

7. 見積もりの分離

本プロジェクトでは、航空賃以外に見積価格を分けて提示するものはない。

8. その他留意事項

（1）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（2）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

（3）データベースに関する著作権

本プロジェクトにおいて開発する、道路・維持橋梁維持管理に活用するデータベースの著作権は、JICAに帰属（ただし、コンサルタントが従前より権利を有する著作物及びノウハウは除く）するとともに、コンサルタントはいかなる場合においても著作者人格権を主張しないこととする。

また本システムは、DPWHが公共の目的に活用する場合において、無償の利用許諾及び必要に応じた改変等も認めることとする。

（4）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10

月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。